#### はじめに

## 序章

- 1. 都市計画マスタープランとは
- 2. 計画の位置づけ
- 3. 計画の構成
- 4. 策定体制

# 都市づくりの課題

## 第1章

- 1. 上位・関連計画の位置づけ
- 2. 現況・市民アンケートからみる都市の問題点
- 3. 都市づくりの課題

# 都市づくりの基本構想

## 第2章

- 1. 都市づくりの理念
- 2. 都市づくりの目標
- 3. 将来都市構造

## 分野別方針

# 第3章

- 1. 土地利用の方針
- 1. エ屯利用の方針 2. 市街地整備の方針 3. 道路·交通整備の方針 4. 公園・緑地整備の方針 5. 上·下水道整備の方針 6. 名瀬港湾整備の方針

- 7. 住まい・住環境整備の方針
- 8. 景観整備の方針 9. 都市防災の方針
- 10. 都市の魅力向上
- 11. 環境保全の方針 12. 都市マネジメントの方針

### 地域別構想

# 第4章

- 1. 地域別構想の概要
- 2. 地域別構想
- 2-1名瀬中心拠点地域 2-2名瀬市街地地域
- 2-3名瀬自然共生地域
- 2-4住用地域
- 2-5笠利地域

### 計画の実現に向けて

## 第5章

- 1. 計画に基づく取り組みの考え
- 2. 協働のまちづくりの推進3. 都市計画マスタープランの推進

## 第5章 計画の実現に向けて

### 1. 都市計画マスタープランに基づく取り組みの考え

本計画を基本として、都市づくり・地域づくりにおける各実施事業の展開を図ります。また、本計画を推進するため、他の関係機関との連携強化を進め、推進体制の充実を図ります。

#### (1) 都市計画事業の推進

「土地利用」「都市施設」「市街地開発」をはじめ、都市計画に関わる個別計画を 総合的・一体的に進めるための指針として、本計画を運用します。

- 地域地区の指定、都市計画区域の見直しなど、土地利用や建築物等の適正な規制・誘導などに関わる事項の決定又は変更にあたっては、本計画の方針に沿って進めます。
- 道路・交通、公園などの分野別の計画づくり、都市施設に関する都市計画の決定又は変更、都市施設の整備など、具体的な施策の実施においても、本計画の方針に沿って進めます。
- 土地利用の誘導策と都市施設の計画や事業を一体的に進めることで、効率的かつ効果的な都市づくりを進めます。
- 奄美らしい景観の形成、住環境の確保、市街地を囲む海や山の自然環境の保全、 また、地域の再生など、各分野の計画との連携により、効率的かつ効果的な都 市づくりを進めます。

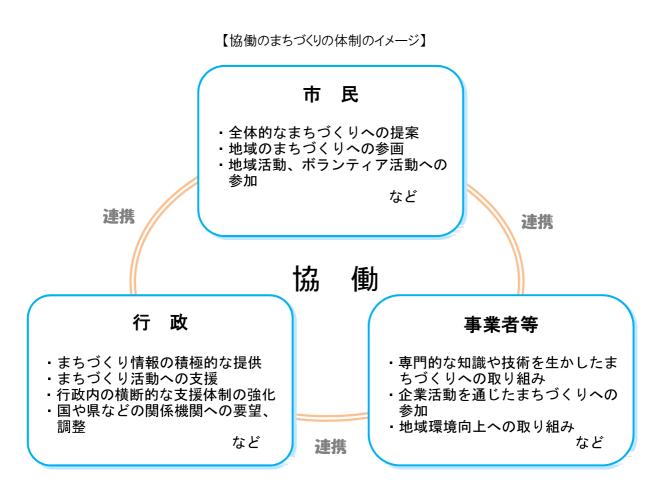
#### (2)地域づくりの推進

住用地域、笠利地域をはじめ、都市計画区域外を含み、奄美市の「土地利用」「都市施設」など、都市の空間づくりを総合的・一体的に進めるための指針として、本計画を運用します。

- 地域(集落)の生活利便性の確保に向けて、地域の土地利用や道路・交通、公園などの分野別の計画づくりや小さな拠点づくりにおいて、本計画の方針に沿って進めます。
- 世界自然遺産登録に向けた取り組みにより、登録後は観光需要や開発圧力等の 増加が想定されることから、自然公園法等による自然の保護や利用を基本とし ながら、本計画の方針を踏まえ、適正な土地利用の規制・誘導を図ります。
- 地域の特性に応じた景観の形成、住環境の確保、自然環境の保全など、各分野の計画との連携により、効率的かつ効果的な都市づくりを進めます。

#### 2. 協働のまちづくりの推進

本計画の実現のためには、まちづくりの主体となる市民や事業者等との連携・協働によりまちづくりを進めることが重要です。このため、協働のまちづくりに向けた環境を整えることが必要であり、市民や事業者等が参加しやすい機会を設けるとともに、自主的にまちづくりに取り組んでいる団体への支援の充実を図ります。



#### (1) 各主体の役割

#### ①住民に期待される役割

- 奄美市のまちづくりについて、市民と行政が共通認識を持つよう努めます。
- まちづくりの主体であることを自覚し、地域社会に関心を持って、積極的にま ちづくりに関わるよう努めます。
- NPO などの市民団体は、専門性などを活かし、まちづくり活動を進めるとと もに、地域住民や企業などとの連携・協働に積極的に努めます。
- 地域に応じた課題への対応、地域の良好な居住環境等を維持・創出するため、 まちづくり協定、地区計画の検討など、地域主体のまちづくりに努めます。

#### ②事業者に期待される役割

- 奄美市のまちづくりについて、市民と行政が共通認識を持つよう努めます。
- まちづくりの主体であることを自覚し、地域社会に関心を持って、積極的にま ちづくりに関わるよう努めます。
- 地域社会の一員として、地域住民や NPO などとの連携を深め、地域と密着した関係を構築するよう努めます。
- 地域の活性化が自らの企業価値を高めるという視点を持ちながら、人材・資金・ノウハウなどの資源を活かし、企業活動を通じてまちづくりの推進に寄与するよう努めます。

#### ③行政の役割

- 行政が主体的に行うべきまちづくりについて、市民の多様なニーズを踏まえながら、選択と集中や効率的な施策展開などに留意して、計画的に進めます。
- 連携・協働によるまちづくりを推進するため、各主体が十分に力を発揮することができる環境づくりに努めるとともに、市役所内の連携強化に取り組みます。
- 地域の課題に適切に対応するため、関係者間の連携・協働を促すとともに、必要に応じて、国や県などの関係機関に協力を求めます。
- 連携・協働によるまちづくりに関する職員一人一人の意識の向上を図ります。

#### (2) 協働のまちづくりの進め方

まちづくりの主役である住民・事業者等が参加し、住民と行政が一体となってま ちづくりを進めることができる取り組みを行います。

- 本計画に基づき実施される個別分野の計画策定や都市計画の決定・変更など、 具体的な施策の展開にあたっては、公聴会や説明会、アンケート調査、ワーク ショップ、パブリックコメント等の実施により、市民参加の機会を充実し、市 民ニーズを踏まえ取り組みます。
- 市民、事業者の関心や意欲を高めるため、話し合いの場の提供と、まちづくり アドバイザー等の派遣制度を活用します。
- NPO、地域コミュニティ団体、町内会などのまちづくり組織からの積極的な提案は、まちづくりを進める上で大切な役割を果たします。そのため、このような活動が広がり、市民主体の活力あるまちづくりにつながるよう、各種助成・奨励制度を活用します。
- 地域の美化活動、賑わいの創出に向けたイベントの開催など、これまで行われてきた市民活動を活かし、地域の特性に応じたまちづくりへの展開を図ります。また、これら団体の連携強化に向けた体制を整えることで、協働のまちづくりを推進します。

#### (3) 各種制度等の活用

市民と事業者等が主体となった計画の検討・実践手法として、次のような制度があります。これらの制度の活用により協働のまちづくりを推進します。

- 比較的小規模な地区を単位として、道路・公園の配置や建物の用途、高さ、敷地などに関する事項をきめ細かく定め、良好なまちづくりを進める「地区計画制度」を活用します。
- 奄美らしい都市景観の創出、みどり豊かな住環境の形成など、地域の特性を活かしたまちづくりを進めるため、景観協定、建築協定、緑化協定などの制度の活用を図ります。

### 3. 都市計画マスタープランの推進

#### (1)計画の推進体制

本計画に示す都市づくり・地域づくりを効率的かつ効果的に進めていくため、それぞれの計画や施策の段階において、緊密な連携を確保しながら計画を推進します。

#### ①国・県・近隣町村および関係機関との連携強化

- 国、県等が進める関連する計画との連携を図り、総合的な都市づくりを推進します。
- 分野別方針などに位置づける施策の推進においては、都市計画分野だけでなく、 環境、農政、商工観光など、様々な分野における関係機関との協力と協議・調 整を図りながら、まちづくりを推進します。
- 特に、奄美市は奄美群島の中心的な役割を担う他、奄美群島の各市町村と連携 しながら、群島全体の発展に向けた取り組みが重要となります。奄美群島振興 開発計画においても、"奄美群島の自立的発展、地域住民の生活の安定及び福 祉向上、定住促進を図る"ことが位置づけられているため、その達成に向けて 国や県、近隣町村との連携を強化します。

#### ②協働のまちづくりを支援する体制づくり

- 地域に根ざしたまちづくりを実現していくため、NPOなどのまちづくり団体、 地域コミュニティ団体や町内会などのまちづくり組織と連携して施策を進め ます。
- 市民、事業者等および市が共通の目的意識を持って、互いに連携しながらまちづくりに取り組むことができる体制づくりを推進します。

#### ③庁内推進体制の構築と人材育成

- 都市づくりの一体性を確保し、各種事業の実効性を高めるため、庁内プロジェクトチーム(幹事会)の設置など、横断的な検討組織づくりを進めます。
- 研修や地域での実践的なまちづくり活動を通して市職員の専門性を高めるなど、人材育成にも努めます。

#### (2)計画の進行管理

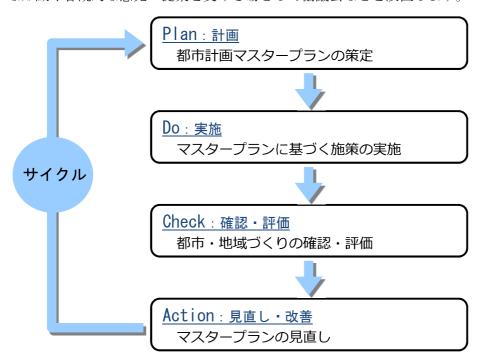
都市計画マスタープランは、中長期的な視点に立った計画であり、その実現には 時間を要することから、実施過程について適正に管理し、必要に応じて計画の見直 しを進めます。

進行管理にあたっては、Plan (計画)、Do (実施)、Check (確認・評価)、Action (見直し・改善)のPDCAサイクルを導入し、計画の着実な実現を目指します。

#### ①都市計画マスタープランの適切な管理と見直し

本計画の方針に基づき、各種制度や事業を活用して推進しますが、まちづくりの 進捗状況を確認・評価し、必要に応じて見直し、改善を行うなど、計画の適正な管 理を行います。

- 都市計画基礎調査、各種統計調査の結果や市民アンケート調査等により、都 市・地域づくりの進行状況の確認・評価を行います。
- 市民・事業者等・市の協働によるまちづくりについても、本計画に照らし合わせて評価を行うなど、市民による評価の基準や仕組みづくりの充実を図ります。
- 確認・評価に併せて、策定後、都市をとりまく社会情勢の変化を踏まえて、本 計画の方針や各種施策の妥当性を判断し、総合計画等との整合を図りながら、 必要に応じて計画を見直します。
- 計画の見直しにあたっては、広く市民に情報提供することはもとより、専門的な知識や客観的な意見・提案を受ける場として協議会などを設置します。



# 〇奄美市都市計画マスタープラン策定委員会 委員名簿

				-
	所属団体等名称	職 名	氏 名	
1	国立大学法人鹿児島大学工学部	教授	木方 十根	0
2	国立大学法人琉球大学工学部	教授	清水 肇	
3	鹿児島県大島支庁	建設部長	上大田 孝成	
4	奄美市	副市長	福山 敏裕	
5	奄美大島商工会議所	副会頭	大久保 征男	
6	あまみ商工会	会長	奥篤次	
7	奄美市通り会連合会	会長	森幸一郎	0
8	奄美市農業委員会	会長	前山 重一郎	
9	公益社団法人大島郡医師会	会長	向井 奉文	
10	社会福祉法人奄美市社会福祉協議会	会長	小倉 政浩	
11	奄美市老人クラブ連合会	会長	才田 一男	
12	奄美市地域女性団体連絡協議会	会長	山田 千代子	
13	奄美市PTA連絡協議会	理事	前山 宗之	
14	公益社団法人奄美大島青年会議所	理事長	   楠田 太平 	
15	奄美市連合青年団	団長	川口 恵代	
16	奄美市	総務部長	東美佐夫	
17	奄美市	建設部長	本山 末男	

◎委員長, ○副委員長

# 〇奄美市都市計画マスタープラン策定委員会 庁内幹事会名簿

	所 属	氏 名	備考
1	総務部企画調整課長	山下 能久	総合計画・土地利用・景観
2	市民部環境対策課長	島袋 修	自然遺産・廃棄物施設(都市計画 決定施設)
3	保健福祉部福祉政策課長	石神 康郎	福祉政策全般
4	保健福祉部高齢者福祉課長	永田 孝一	地域包括ケアシステム
5	商工観光部商水情報課長	武下 義広	中心市街地·公共交通
6	商工観光部紬観光課長	保浦 正博	観光公園施設
7	農政部農林振興課長	山下 仁司	農業振興,森林,市場(都市計画)決定施設)
8	建設部都市整備課長	竹元 康晴	公園·区画整理事業(都市計画決定施設)
9	建設部土木課長	橋口 義仁	土木施設整備(都市計画決定施設)
10	建設部建築住宅課長	備 孝朗	住宅整備・建築規制(都市計画用途地域等)
11	上下水道部下水道課長	里嘉郎	下水処理施設(都市計画決定施設)
12	上下水道部水道課長	山下 一弘	水道施設
13	住用総合支所地域総務課長	久保 英光	住用地域土地利用等
14	笠利総合支所地域総務課長	前田 賢一郎	笠利地域土地利用等
15	教育委員会事務局文化財課長 兼奄美博物館長	久 伸博	文化財行政
16	農業委員会事務局長	川内 進	農振農用地
17	大島地区消防組合消防本部次長	川畑 洋一	消防・救急

## ○事務局(都市整備課まちづくり推進係)

	所 属	氏 名	備考
1	建設部都市整備課主幹兼まちづくり推進係長	林孝浩	
2	建設部都市整備課まちづくり推進係主査	田川 正盛	
3	建設部都市整備課まちづくり推進係主事	元井 雄大	



奄美市都市計画マスタープラン平成30年4月 発行鹿児島県奄美市 都市整備課